

ICT 建設機械等の認定に関する規程の実施に必要な事項を定める規程

令和 7 年 1 月 9 日付国官参イ第 117 号

最終改正 令和 7 年 3 月 26 日国官参イ第 181 号

(目的)

第一条 本規程は、「ICT 建設機械等の認定に関する規程」（以下「規程」という）の実施に必要な事項を定めたものである。

(申請書等の提出)

第二条 規程第三条各項又は規程第三条の二各項の書面の提出を行う場合、国土交通省大臣官房参事官（イノベーション）グループ施工企画室施工調整係を提出先として申請書等を提出するものとする。

2 前項による提出は電磁的方法による提出を原則とする。

(同一型式等の範囲)

第三条 規程第三条第一項の書面の提出により規程第二条第一項の認定を受けようとする場合又は規程第三条の二第一項の書面の提出により規程第二条の二第一項の認定を受けようとする場合（申請に係る建設機械が規程第二条の二第二項第二号に該当する場合を除く）、同一の型式として処理できる範囲は次の各号のいずれにも該当しない範囲とする。

- 一 規程別表一に示す機能別に機械の外観が著しく異なるもの
- 二 規程別表一に示す機能が同一申請内で異なるもの

2 規程第三条第一項の書面の提出により規程第二条第二項の認定を受けようとする場合、規程別表一に示す機能が異なるものは同一の型番として処理することはできない。

3 規程第三条の二第一項の書面の提出により規程第二条の二第一項の認定を受けようとする場合であって申請に係る建設機械が規程第二条の二第二項第二号に該当する場合、同一の型式として処理できる範囲は次の各号に掲げる範囲とし、各号のいずれにもよりがたい場合は第二条第一項の提出先と協議するものとする。

- 一 申請に係る建設機械が特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律で規定する特定特殊自動車である場合には、次に掲げる事項がいずれも同一である範囲
 - イ 原動機の型式
 - ロ 車体の外形
 - ハ 動力伝達装置の種類及び主要構造
 - ニ 走行装置の種類及び主要構造
 - ホ 操縦装置の種類及び主要構造
 - ヘ 懸架装置の種類及び主要構造
 - ト 車わく

チ 軸距

リ 主制動装置の種類

二 申請に係る建設機械が「GX 建設機械の認定に関する規程」第三条第一項各号のいずれかに該当する場合には、同規程第五条に基づく申請を行うことができる範囲

(標準バケットを装着した建設機械の機能)

第四条 規程第二条の二第二項第二号に該当する建設機械として規程第三条の二第一項の書面の提出により規程第二条の二第一項の認定を受けようとする場合であって標準バケットを装着した状態の当該建設機械が規程別表第一に掲げる機能を有する場合には、規程第二条の二第二項第一号のみに該当するものとして認定を受ける場合に必要な書面を追加的に添付することにより規程第二条の二第二項第一号のみに該当するものとしても認定を受けることができる。

(使用者に対して提供する情報に関する書面の目安)

第五条 「ICT 建設機械等の認定に関する規程の細目を定める規程」(以下、「細目規程」という)

第四条に規定する書面は、次に掲げるものを目安とする。

- 一 細目規程第五条第一号に関する事項を示す書面にあっては、積載可能重量表及び装着時の残積載可能質量の表示等
- 二 細目規程第五条第二号に関する事項を示す書面にあっては、厚生労働省の策定する「機械ユーザーへの機械危険情報の提供に関するガイドライン」に示す「機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスクマップ」及び「機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスク一覧」

(認定番号)

第六条 規程第五条第一項第一号の認定番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。

- 一 認定日の属する年度を西暦により表示するアラビア数字
 - 二 整理番号を表示する四桁のアラビア数字
 - 三 建設機械、装置群又は省力化建設機械の別を表示するアラビア数字(別表一)
 - 四 認定に係る建設機械等の種類を表示するアラビア数字(別表二)
 - 五 認定に係る建設機械等が具備すべき機能を表示するアラビア数字(別表三)
 - 六 精度確認方法の公表の有無を表示するアラビア数字(別表四)
- 2 前項第二号の整理番号は、認定の順序による通し番号とし、年度ごとに更新するものとする。
 - 3 第一項第五号の番号は、複数の機能がある場合、その番号をすべて記載するものとする。

附 則 (令和 7 年 1 月 9 日国官参イ 117 号)

1. 本規程は、令和 7 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 2 6 日国官参イ第 181 号)

1. 本規程は、令和 7 年 3 月 2 6 日から施行する

別表一

認定の区分	分類番号
ICT 建設機械	1
ICT 装置群	2
省力化建設機械であって規程第二条の二第三項の規定の適用を受けるもの	3
省力化建設機械であって規程第二条の二第三項の規定の適用を受けるもの	4

別表二

建設機械の種類	分類番号
掘削・法面整形作業用機械	1
敷均し作業用機械	2
締固め作業用機械	3
バックホウ浚渫船	4
地盤改良機	5
路面切削機	6

別表三

機能の別	分類番号
規程別表一イ及びへ（分類番号８に該当するものを除き、かつ、ベースマシン本体の位置（平面座標及び標高）及び方位を測位する機能を有するものに限る）	1
規程別表一イ及びへ（分類番号８に該当するものを除き、かつ、ベースマシン本体の位置（平面座標及び標高）又は方位を測位する機能を有するものを除く）	2
規程別表一口	3
規程別表一ハ	4
規程別表一ホ	5
規程第二条の二第二項第二号（細目規程第六条各項のいずれかの場合）	6
規程第二条の二第二項第二号（細目規程第六条各項のいずれにも該当しない場合）	7
規程別表一イ又はロ（チルト機能及びローテーション機能を発揮して作動する作業装置に対しても機能を有するものに限る）	8

別表四

精度確認方法の公表の有無	分類番号
無	0
有	1